

愛看アラムナイ大学部会内規(20180926 改定案)

(役員旅費)

第 29 条 役員が本部会の業務に関わる会議または行事に出席するための旅費は、一律 1,000 円とする。ただし、部会議で承認された場合はこの限りではない。

第 30 条 旅費は現金で支給し、旅費請求書兼領収書(様式 1)により精算する。

(講師謝金および旅費)

第 31 条 事前に部会議によって承認された会員または外部講師で、本会の活動目的に沿う事業に従事する場合に、謝金および旅費を支給する。

第 32 条 謝金は、1 時間あたり 10,000 円とする。ただし、部会議で承認された場合はこの限りではない。

第 33 条 旅費はもっとも経済的かつ合理的な経路および方法により移動した場合の旅費により計算する。

第 34 条 謝金および旅費は現金で支給し、講師謝金及び旅費領収書(様式 2)により精算する。

(学年代表)

第 35 条 本部会は、愛看アラムナイ会則第 8 条に基づく理事のほかに、学年代表を置く。

第 36 条 学年代表は、卒業または修了が 2015 年度以降の会員に対して、各年度 2 名とする。

第 37 条 学年代表の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。

第 38 条 学年代表は、愛看アラムナイに関する広報に協力し、愛看アラムナイ通常総会、大学部会総会などに参加する。

附 則

この内規は、平成 28 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 月 日から施行する。